新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第54号

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第１条　新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成８年新潟県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>（漁獲努力量等の報告の方法）
第６条　漁獲努力量等の報告は、次の表の第２種特定海洋生物資源の欄に掲げる第２種特定海洋生物資源について、同表の期間の欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間の末日ごとに当該期間のいずれかの日に行われた漁ろう作業に係る知事管理努力量の対象となる漁獲努力量を集計し、同表の報告期限の欄に掲げる日までに別記第２号様式による書面を提出して行うものとする。
<table>
<tr><th>第２種特定海洋生物資源</th><th>期　間</th><th>報告期限</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td><u>９月１日から同月30日までの間</u></td><td>10月10日</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>10月20日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>10月31日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>11月10日</td></tr>
</table>
２・３　（略）</td><td>（漁獲努力量等の報告の方法）
第６条　漁獲努力量等の報告は、次の表の第２種特定海洋生物資源の欄に掲げる第２種特定海洋生物資源について、同表の期間の欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間の末日ごとに当該期間のいずれかの日に行われた漁ろう作業に係る知事管理努力量の対象となる漁獲努力量を集計し、同表の報告期限の欄に掲げる日までに別記第２号様式による書面を提出して行うものとする。
<table>
<tr><th>第２種特定海洋生物資源</th><th>期　間</th><th>報告期限</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td><u>９月16日から同月30日までの間</u></td><td>10月５日</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>10月15日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>10月25日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>11月５日</td></tr>
</table>
２・３　（略）</td></tr>
</table>

第２条　新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

別記第２号様式を次のように改める。

第２号様式（第６条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

漁獲努力量等の報告書

年　　月　　日

新潟県知事　　様

報告者又は　住　所
その代理人　氏　名　　㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり漁獲努力量等に係る漁ろう作業を行ったので、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第４項の規定により報告します。

記

報告者住所	報告者氏名	使用した船舶		第２種特定海洋生物資源	採捕の種類	海　域	漁獲努力量（隻日数）	漁ろう作業を行った日
		漁業の免許番号又は船舶の許可番号	船　名					
	㊞							
	㊞							
	㊞							
	㊞							
	㊞							

注　※印欄は、記入しないこと。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。